

第6次糸田町総合計画及び第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、「第5次糸田町総合計画後期基本計画」及び「第2次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了することを受け、令和8年度を計画始期とする「第6次糸田町総合計画」及び「第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を目的とする。次期総合戦略の策定にあたっては、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する。なお、次期総合戦略については「総合計画」における重点施策として位置づけ、両計画を一体的に策定するものとする。

については、委託業者の選定にあたり、計画策定を効率的・効果的に行うため、豊富な経験と専門的な知識・技術を有する業者から提案された企画提案書等を一定の基準により評価・選定するプロポーザルを実施する。

2. 委託業務名

第6次糸田町総合計画及び第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

3. 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

契約締結日～令和7年11月28日

5. 委託料の上限

12,652,000円（消費税別）

6. 選定スケジュール

項目	日程
募集の公告	令和7年1月20日（月）
参加表明書提出期間	令和7年1月20日（月）～1月30日（木）午後5時
参加表明書に関する質問受付期間	令和7年1月20日（月）～1月24日（金）午後5時
参加表明書に関する質問回答期間	令和7年1月27日（月）までに随時回答
参加資格の決定及び通知	令和7年1月31日（金）

企画提案書等の提出期間	令和7年1月31日（金）～2月13日（木）午後5時
企画提案書に関する質問受付期間	令和7年1月31日（金）～2月7日（金）
企画提案書に関する質問回答期間	令和7年2月10日（月）までに随時回答
プレゼンテーション	令和7年2月19日（水）～2月21日（金）うち1日
審査結果の通知	令和7年2月25日（火）

※参加者が5者以上の場合、後述の審査基準に基づき事前審査を実施する。事前審査の合計得点が高い方から上位4者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

その他、プレゼンテーションの詳しい詳細は別途通知する。

※審査結果については町ホームページで公開する。

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること。
- (5) 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 糸田町暴力団排除条例第6条、糸田町暴力団等排除措置要綱第3条及び第5条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (8) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- (9) 租税滞納のないこと。

8. 提出書類

- (1) 参加表明書の提出について

ア 提出期間

令和7年1月20日（月）～1月30日（木）午後5時必着

イ 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）

- ②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- ③直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ④業務経歴書（任意様式）
- ※過去5年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。
- ⑤役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- ⑥納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書）の写し（免税事業者等も要提出）

ウ 提出部数

- ①～⑥の提出書類 各1部

エ 提出方法及び提出先

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場 地域振興課 企画係 担当：松岡、上野

電話番号：0947-26-4025

F A X：0947-26-1651

メー ル：chiiki@town.itoda.lg.jp

上記住所へ郵送（簡易書留）又は持参。

直接持参する場合、開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

オ 質問受付期間

令和7年1月20日（月）～1月24日（金）午後5時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたはFAXで提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和7年1月27日（月）までに随時更新するので注意すること。

カ 参加資格の決定通知

令和7年1月31日（金）

※参加資格決定後、電子メールにより連絡を行い、後日文書を郵送し正式に通知する。メール受信後、結果にかかわらず、直ちに受け取り済みであることをメールまたは電話により連絡をすること。

(2) 企画提案書の提出について

企画提案書の提出について、企画提案書以外にも下記の書類も提出すること。また、企画提案書は任意とする。ただし、A4判縦使い（図表等についてはA3判横使いでも可とする）、横書き、左綴じで、文字は10.5ポイント以上（図表を除く）とする。提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。

- ・貴社の業務実施方針
- ・本業務に必要となる業務項目と内容

- ・本業務のスケジュールと役割分担
- ・本業務の実施体制

また、事前審査用の資料として、企画提案概要書を併せて提出すること。

ア 提出期限

令和7年1月31日（金）～2月13日（木）午後5時必着

イ 提出書類

- ①企画提案書
- ②企画提案書提出届（様式第3号）
- ③業務実施体制（様式第4号）
- ④見積書（任意様式）
 - ※総額の本体価格（税抜き）を記載すること。
- ⑤見積内訳書（任意様式）
- ⑥個人情報保護方針等（任意様式）
- ⑦企画提案概要書（事前審査用・任意様式）

※提案金額及び提案内容が分かるよう、A3版横使いで1枚にまとめること。

ウ 提出部数

- ①、③～⑤、⑦ … 各6部 ※①は原本1部、副本6部。
- ②、⑥ … 各1部

エ 提出方法及び提出先

8（1）エに同じ

オ 質問受付期間

令和7年1月31日（金）～2月7日（金）午後5時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたはFAXで提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和7年2月10日（月）までに随時更新するので注意すること。

カ 事前審査

参加者が5者以上の場合、下記の審査基準に基づき事前審査を実施する。選定方法は書類審査とし、上記⑦「企画提案概要書」の内容に基づき審査を行う。事前審査の合計得点が高い方から上位4者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

事前審査の選定結果については、「9. プレゼンテーション」の案内と併せて通知する。ただし、合計得点や評価内容など、選定有無以外の内容は通知しない。

	評価項目	主な評価基準	配点
1	業務経歴	・同種、類似業務に関する実績等	10
2	業務のスケジュールと役割分担	・担当者の配備体制と業務履行体制の適切さ ・効率的な作業工程の策定 等	10
3	策定支援業務	・現状分析および糸田町の特性分析	20

		・新計画における施策や目標に関する実現性、 実効性の有無 等	
4	提案価格	・提案価格の適切さ	20
	合計		60

※提出された企画提案書等は返却しないものとする。

※参加資格決定後、何らかの理由があつて企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。

9. プレゼンテーション

令和7年2月19日（水）～2月21日（金）のうち、糸田町が指定する日時において提案内容のプレゼンテーションを行う。

詳しい日時等については、後日通知する。

10. 選定審査

(1) 審査方法

事業者の選定にあたっては、企画提案書を元にプレゼンテーションを実施したのちに、糸田町において審査を行い、最も合計得点が高い者を選定する。

なお、事前審査の点数・評価はプレゼンテーションでの審査結果に影響しない。

(2) 審査結果の通知

令和7年2月25日（火）午後3時までに、町ホームページで公表する。選定された1者に対して電子メール及び文書で通知する。

また、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑応答には一切応じないものとする。

11. 注意事項

(1) 参加者は1つの提案のみ行うこと。

(2) 参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指示した事項又は企画提案書に関する条件に違反したとき。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・1つの法人、団体及び同一の代表者が重複して複数の参加表明または提案を行った場合。

- ・企業グループの構成員が、単独または他の企業グループの構成員として、本業務の提案を行った場合。

12. その他

- (1) 本選定は、令和7年度当初予算の成立を前提とした事前準備の手續であるため、当該予算案が否決された場合、10(2)の選定結果に基づく委託契約の締結に至らないことがあるので留意すること。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、業者の選定以外には、提出者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (4) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (6) 本プロポーザルは、委託業者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については、糸田町と委託業者の協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。

13. 問合せ

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場 地域振興課 企画係 担当：松岡、上野

電話番号：0947-26-4025

F A X：0947-26-1651

メール：chiiki@town.itoda.lg.jp